

1. 新たな事業所の型

(1) **通所介護**の事業所の型は、バージョンアップすると次のように変換されます。

□小規模型 → **小規模型**

□通常規模型 → **通常規模型**

□通常規模型(大規模減算あり) → **大規模型 I**

大規模型 II へは変換されませんので、V e r 8 0 0 (の事業所登録)で登録してください。

(2) **通所リハ**の事業所の型は、バージョンアップすると次のように変換されます。

□通常規模の医療機関 → **通常規模型**

□小規模診療所 → **通常規模型**

□老健 → **通常規模型**

□通常規模の医療機関(大規模減算あり) → **大規模型 I**

□小規模診療所(大規模減算あり) → **大規模型 I**

□老健(大規模減算あり) → **大規模型 I**

大規模型 II へは変換されませんので、V e r 8 0 0 (の事業所登録)で登録してください。

2. 来月(4月)サービスの事前入力・・V e r 7 5 0 でサービスを入力している場合

(1) **通所介護**

『まい・給付』で入力しているサービスは、**エラー**(赤く)になる場合があります。

→型を確かめて、修正してください。

『まい・通所』で入力している4月分のサービスは、すべて**削除**されます。

→V e r 8 0 0 で再度入力してください。

(2) **通所リハ**

入力しているサービスは、すべて**エラー**(赤く)になります。

→型を確かめて、修正してください。

(3) **短期入所生活介護**

廃止された体制加算(管理栄養士配置加算、栄養士配置加算、夜間看護体制加算)、単独加算に変わった加算(機能訓練体制加算)を設定している場合は**エラー**(赤く)になります。

→修正してください。

(3-2) **短期入所療養介護：老健**

廃止された体制加算(管理栄養士配置加算、栄養士配置加算)、単独加算になった加算(リハビリテーション機能強化加算)を設定している場合は**エラー**(赤く)になります。

→修正してください。

(3-3) **短期入所療養介護：病院など**

廃止された体制加算(管理栄養士配置加算、栄養士配置加算)を設定している場合は**エラー**(赤く)になります。

→修正してください。

(4) **特定診療費・特別療養費**

『まい・給付』『まい・プラン』で入力している特定診療費・特別療養費は、すべて**削除**されます。

→V e r 8 0 0で再度入力してください。

(5) **特定施設入居者生活介護の外部サービス**

『まい・ハウス』で入力している“外部サービス”は、すべて**削除**されます。

→V e r 8 0 0で再度入力してください。

(6) 地域密着型サービスの**夜間対応型訪問介護・小規模多機能型居宅介護**

→市町村独自加算を算定している場合は、修正して加算を設定してください。

...

※上記以外のサービスについてはV e r 7 5 0で入力しておくことができますが、他にも修正が必要な場合があることも考えられますので、すべてのサービスについて、正しい型、正しい加算が設定されているかどうかを、必ず、利用票などで確認して、必要なら修正を行ってください。

また、新たな加算は、事業所登録で加算の設定などをしてV e r 8 0 0で入力してください。

(7) バージョンアップにより、『給付』の“同意”は**解除**されます。

→再度、同意してください。同意すると新しい単位数で計算し直されます。

3. 施設系のサービス…特養・老健・療養型・グループホーム(短期利用以外)・特定施設

(1) 介護給付費明細書に**入所前の状況**を記載する必要がありますので、必ず、V e r 8 0 0で、介護履歴で“**入所前の状況**”を設定してください。

特に、「退所後の状況」を「病棟等の移動」で履歴を追加している場合、“入所前の状況”は**一番最初の履歴に設定**してください。